

【本人提出書類】

1 申請時点

【移住先に関する要件】						必要書類
就業	専門人材	テレワーク	関係人口	関係人口就業	起業	【共通】
○	○	○	○	○	○	様式第1 豊橋市移住支援金交付申請書
			○	○		様式第1別紙1 関係人口に関する申出書
○	○	○	○	○	○	様式第1別紙2 豊橋市移住支援金の交付申請に関する誓約事項
○	○	○	○	○	○	様式第1別紙3 豊橋市移住支援事業に係る個人情報の取扱い
						様式第1別紙4 委任状 ※代理人は申請者と同一世帯に限る
○	○	○	○	○	○	【提示のみ】写真付き本人確認書類(例:運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
○	○	○	○	○	○	・住民票(本市発行)の写し(申請前1か月以内に発行されたもの) ※世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分
○	○	○	○	○	○	・振込先の預金通帳の写し(任意)
就業	専門人材	テレワーク	関係人口	関係人口就業	起業	【個別】
○	○	○		○		様式第2 就業証明書(豊橋市移住支援金の申請用)(申請前3か月以内に発行されたもの)
○	○	○		○		・労働条件通知書の写し
○	○	○		○		・雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知)の写し
				○		・就業先が中小事業者等であることを確認できる書類(法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し等)
			○			・本市認定の関係人口であると証明できる書類の写し (例:市内大学等の卒業証明書、体験型の返礼品を受けた際のふるさと寄附受理通知書など)
					○	・起業支援金の交付決定通知書の写し

【移住元要件】		必要書類
東京23区に5年以上在住していた方		・移住元の住民票の除票の写し ※世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分 ※複数の市区町村での居住により移住元要件を満たす場合は、すべての市区町村が発行する住民票の除票(申請者分のみ)の写し、または戸籍の附票(申請者分のみ)の写し
東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から、東京23区へ雇用保険の被保険者として通勤していた方		様式第1別紙5 退職証明書 ・在学証明書、卒業証明書等の写し ※ 通学期間を合算する場合のみ
転入前に妊娠しており、転入後に出産された方		・母子健康手帳の写し
豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金の子育て奨励金の交付を受けている方		・交付決定通知書の写し

2 交付決定後

就業	専門人材	テレワーク	関係人口	関係人口就業	起業	【共通】
○	○	○	○	○	○	様式第4 豊橋市移住支援金請求書
○	○	○	○	○	○	・債権者登録申請書

※この移住支援金は、一時所得に該当するため、確定申告が必要な場合があります。あらかじめ考慮しておくことをお勧めします。

3 移住支援金申請時点から住居変更や離職、勤務地変更があった場合

移住支援金申請日から1年、3年、5年を経過した時点

就業	専門人材	テレワーク	関係人口	関係人口就業	起業	【共通】
○	○	○	○	○	○	様式第6-1 豊橋市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】
○	○	○	○	○	○	・住民票(本市発行)の写し(届出前1か月以内に発行されたもの) ※世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分
○	○			○		・雇用保険被保険者離職証明書の写し、異動辞令の写し等 ※ 勤務先を離職したり、勤務地が変更になった場合
					○	・起業支援金交付決定取消通知等 ※ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき

※一定期間内に転出や離職などがあつた場合、移住支援金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

【就業先法人提出書類(移住後)】

1 移住支援金申請時点から勤務地変更や離職、会社名等の変更があつた場合

移住支援金申請日から1年を経過した時点

就業	専門人材	テレワーク	関係人口	関係人口就業	起業	【共通】
○	○			○		様式第6-2 豊橋市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】
○	○			○		・雇用保険被保険者離職証明書の写し、履歴事項証明書(全部又は一部)の写し